

告 示

埼玉県告示第七百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年七月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	小 林 荘一郎	埼玉県熊谷市妻沼小島二千三百四十三番地